

第2回 地方消費税に関する検討会議事概要

1 日時 平成29年6月2日(金) 10時00分～11時30分

2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室

3 出席者 堀場会長、植木委員、鎌田委員、中村委員、宗田委員、持田座長、上村委員、関口委員、辻委員、林委員、望月委員、吉村委員、石井委員、高橋委員、山崎委員

4 議事次第

(1) 開会

(2) 議事

- ① 各種統計の現状
- ② 過去の研究の概要
- ③ 統計改革と地方消費税の清算基準の関係

(3) 閉会

5 議事の経過

○ 総務省より、各種統計の現状、地方消費税の清算基準の制度に関する過去の研究概要等について説明を行い、自由討議が行われた。

(以下、自由討議)

○ 今後の清算基準の見直しに当たっては、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとし、必要に応じ人口の比率を高めるなど、税収が最終消費地により適切に帰属するようにする必要があるのではないか。

私個人の考え方としては、消費税創設時に、従前の料理飲食等消費税が、人口よりも従業者数により強く反映されることから、消費譲与税の譲与基準に従業者数が用いられたことなど、制度改革の背後の考え方や経緯も尊重して検討してはどうか。

○ 各都道府県間で消費の実態に応じた清算がされるように適切な基準の考え方を整理すべき。その上で、市町村に配分される交付金についても、市町村の歳入に占める割合が大きい重要な財源となっていることから、適切な交付基準のあり方を検討する必要があるのではないか。

- 清算基準の見直しに当たっては、高齢者に向けた福祉、あるいは、少子化に伴う生産人口の減といった地方の課題を考慮するなど、将来を捉えた見方をする必要があるのではないか。
- 商業統計については、県をまたがる消費の実態、中間投入の実態等について分析する必要があるのではないか。また、調査票の配布・回答の実情についても確認をする必要があるのではないか。
仮に商業統計がサンプル調査に移行するのであれば、最終消費を把握するという地方消費税の制度にも大きく影響するので、移行後の対応も検討が必要か。
- 販売統計の不都合は、需要側の統計を用いれば原則的に解決する。需要側の統計については、サンプル調査であっても、将来的にある一定の規模と適切なサンプリングが行われれば、都道府県単位のデータとして信頼できるようになる。このような意味から、信頼性を増すような消費統計の改善が重要。
- 今後も重要性が増す地方消費税の算定に耐え得るように統計を整備していく観点も重要。清算基準に用いる指標は、裁量性が大きいと改正を繰り返すことに繋がるので、客観的な調査を用い、なるべく固定する方がよいのではないか。
- 非課税取引の中間投入の地域分布を把握し、それに基づいて実際の配分を行うためには、各都道府県が移出・移入について確かめていることが必要となるのではないか。
- 清算基準に用いる供給側の統計データの中から、ゆがみが生じてしまう業種を除外するなどして、修正しつつ全体像を把握するというアプローチは、一定の合理性があるのではないか。
需要側統計の活用の議論もあるが、サンプル調査がどのように改善、充実していくかを見極める必要があるほか、サンプル調査の結果から都道府県ごとの総額をどのように算出するか、検討課題が多いと感じている。
- 産業連関表や国民経済計算は加工統計なので、可能な限り、一次統計データから、どのくらい精緻化が可能かを検討すべきではないか。
結論的には供給側の統計によらざるを得ないのかもしれないが、需要側の統計について、清算基準に用いる場合に何が不足しているのかを検討すべき。

- 清算基準の固有の要件として、最終消費を的確に捉えていること、頻繁に見直す必要がないこと、納税者との関係から税の帰属が納税者から見てわかりやすい、いわば簡素なものであることなどの要件があり、これから議論の中で意見交換しながら、この要件に合致するものに絞り込んでいくという方向となるのではないか。